

事 務 連 絡

平成31年4月18日

居宅介護支援事業所 管理者 様

長浜市高齢福祉介護課長

地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へのケース引継ぎについて

日ごろは、本市介護保険事業の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年度より、新規に介護保険サービスを利用する利用者様を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ引き継ぎを行う際、下記のとおり引き継ぎ方法を統一させていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケースを引き継ぐ際は、利用者様の同意を得た上で、口頭で引き継ぎを行う。書面での情報提供は、原則行わない。
2. 例外として、経過が長いケース等は書面で引き継ぎを行う。その際は、地域包括支援センターの担当職員が同センター管理者に了解を得てから書面で引き継ぐこととする。

高齢福祉介護課 地域包括支援グループ 担当：勅使河原 TEL：65-7841 FAX：64-1437
----------------------------------------------------------------